

## 第32回全国産業教育フェア青森大会 新型コロナウイルス感染症感染対策ガイドライン

参加する生徒・教職員及び一般来場者（以下「参加者」という。）、運営・設営スタッフ、その他関連業務パートナー（以下「運営関係者」という。）に対して新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

本対策については、「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた県立学校等における感染拡大防止対策の変更について」（令和4年5月16日付け 青教育第285号・青教ス第194号）、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～の改訂について」（令和4年4月6日付け 青教育第31号・青教ス第31号）、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和4年4月1日時点文部科学省）、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和4年3月17日付け 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」（令和3年8月27日付け 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）、「青森県祭り・観光イベント 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（Ver. 1.1）」（令和3年6月9日更新 青森県観光戦略局観光企画課）、「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドライン」（令和3年6月2日付け スポーツ庁・文化庁）に準じた内容としている。

### ◆大会会場運営の感染予防ガイドライン

#### ○全体の感染予防

- ・参加者及び運営関係者には、大会開催前から周知し、マスク着用を義務付ける。
- ・移動の公共交通機関やシャトルバス利用者は、乗車前に検温・手指消毒を実施する。
- ・当日までのスタッフ生徒及び教員の健康観察は、2週間前後の記録を徹底する。  
（健康チェックシートの活用を推進し、場合によっては、会場入場時に提出を求める。）
- ・参加者は、感染発症時の追跡調査等ができるように、氏名、連絡先を把握する。  
（主催者が準備する来賓・スタッフリスト、Web事前登録、当日参加者は、受付で記録簿に記入させ把握する。）

#### ○会場の感染予防

- ・掲示物やモニター、大型ビジョンを活用し、3密回避を注意喚起する。
- ・席の配置や販売エリアは、ソーシャルディスタンスを確保した設営をする。
- ・15分以上の接触がある各体験ブースでは、参加者に氏名、住所（所属）、連絡先の記録を記入させ、主催者が保管する。



（引用：青森県公式 Web サイト 令和4年5月現在）



（引用：厚生労働省公式 Web サイト 令和4年5月現在）

## ◆競技及びコンテスト運営の感染予防ガイドライン

- 会場及び運営スタッフの感染予防は、新型コロナウイルス感染対策ガイドラインに準ずる。
- 競技及びコンテスト出場者等の感染予防  
出場者及び引率者は、開催2週間前から健康チェックシートによる健康観察を行い、同チェックシートを保管する。
- 各競技及びコンテストごとにガイドラインを示す。

## 徹底した感染防止等（収容50%を超える催物を開催するための前提）

### （1）適切なマスクの着用

- ① マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。
  - ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク着用率100%を担保する。
  - ・特別な理由なくマスク着用を拒否する場合は、運営者の判断で入場拒否や退場とする。

### （2）大声を出さないことの担保

- ① 大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う。
  - ・隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）とする。
  - ・演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客席まで一定の距離を確保（最低2m）する。
  - ・歓声や掛け声をかける場合は、マスク装着の状態で観覧者から2m以上の距離を保つ。

## 基本的な感染防止等

### （3）徹底した感染防止等の奨励

- ① 徹底した感染防止等は、イベントや各ブースの性質に応じて可能な限り実施する。
  - ・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと。
  - ・大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと。（例ラッパ等の鳴り物を禁止）
  - ・大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する。
- ② 飛沫による感染防止対策を実施する。
  - ・受付スタッフは、フェイスシールド・マスク・手袋を着用する。
  - ・販売エリアには飛沫カーテンを設置し、販売員は、マスクと手袋を着用する。

### （4）手洗いの徹底

- ① こまめな手洗いの徹底を促す。

### （5）消毒

- ① 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促す。
  - ・検温・消毒・氏名連絡先の確認をした来場者には、入場許可シールを配布し識別する。

- ・催事会場の机、椅子等の備品は定期的に消毒をする。  
各ブースは、運営する担当部が消毒する。  
(特に、体験が伴う場合は、体験者の入れ替わりの度に消毒する。)
- ・共有部分(手すり・ドアノブ、通路等)は、環境整備部巡回係が消毒する。

#### (6) 換気

- ① 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気を行う。(1時間に2回以上、1回に5分以上。又は室温が下がらない範囲で出入り口開放する。)
- ② 乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿する。

#### (7) 密集の回避

- ① 入退場時の密集を回避し(時間差入退場等)、待合場所等の密集を回避する。  
\*必要に応じ、人員の配置、動線確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合は、そのキャパシティに応じ、収容人数を制限する。
- ② 会場内のサインの提示、誘導員の配備等を行い、密集回避・マスク着用等を周知する。

#### (8) 身体的距離の確保

- ① 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保する。具体的には、同一観客グループ間(5名以内に限り)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m程度の社会的距離)空ける。
- ② 演者が発声する場合には、舞台から観覧者の間隔を2m確保する。
- ③ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)を確保する。

#### (9) 飲食の制限

- ① 飲食用に感染防止を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ② 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底する。
- ③ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、飲食可能エリア(観覧席、高校生カフェ、控室、屋外飲食販売店前の飲食エリア)以外は原則禁止とする。
  - ・飲食できる区画を明確に提示し、該当区画のみで飲食可能とし、食べ歩きは原則禁止とする。
  - ・飲食提供者はマスクを装着し、接触頻度が多い場合はマスクとフェイスシールドを併用する。
  - ・飲食提供時に密集や密接ができないように、距離を保った整列を促す。

#### (10) 参加者の制限

- ① 入場時の検温等を実施する。

- \* 発熱者・有症状者の入場を制限することとし、事前に十分な周知を行う。
- ・ 学校関係者以外（教員、生徒等）の来場者の入場時に検温を実施する。
- ・ 各催事会場及び控室、入口付近に消毒液を設置し、全参加者の手指消毒を実施する。
- ・ 事前申し込みのない参加者には、氏名、連絡先を記入させ、記入した受付シートは、主催者が保管する。

#### （1 1）参加者の把握

- ① 座席指定、動線確保などの適切な行動管理を実施する。
- ② 可能な限り事前予約制とする又は入場時に連絡先を把握する。
- ③ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを推奨、各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取を奨励する。（アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入）

#### （1 2）演者の行動管理

- ① 有症状者は出演・練習を控える。
- ② 演者等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。

#### （1 3）催物前後の行動管理

- ① イベント前後の感染防止について、注意喚起を行う。
  - ・ 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進する。

#### （1 4）ガイドライン遵守の旨の公表

- ① 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表する。

#### （1 5）入退場やエリア内の行動管理

- ① 入退場や区域内の行動管理ができないものについて、開催を慎重に検討する。
  - \* 来場者の区画を限定する。  
具体的には、身体的距離の確保、密集の回避、飲食の制限、大声禁止、催物前後の行動管理、連絡先の把握等を担保することが求められる。

#### （1 6）地域の感染状況に応じた対応

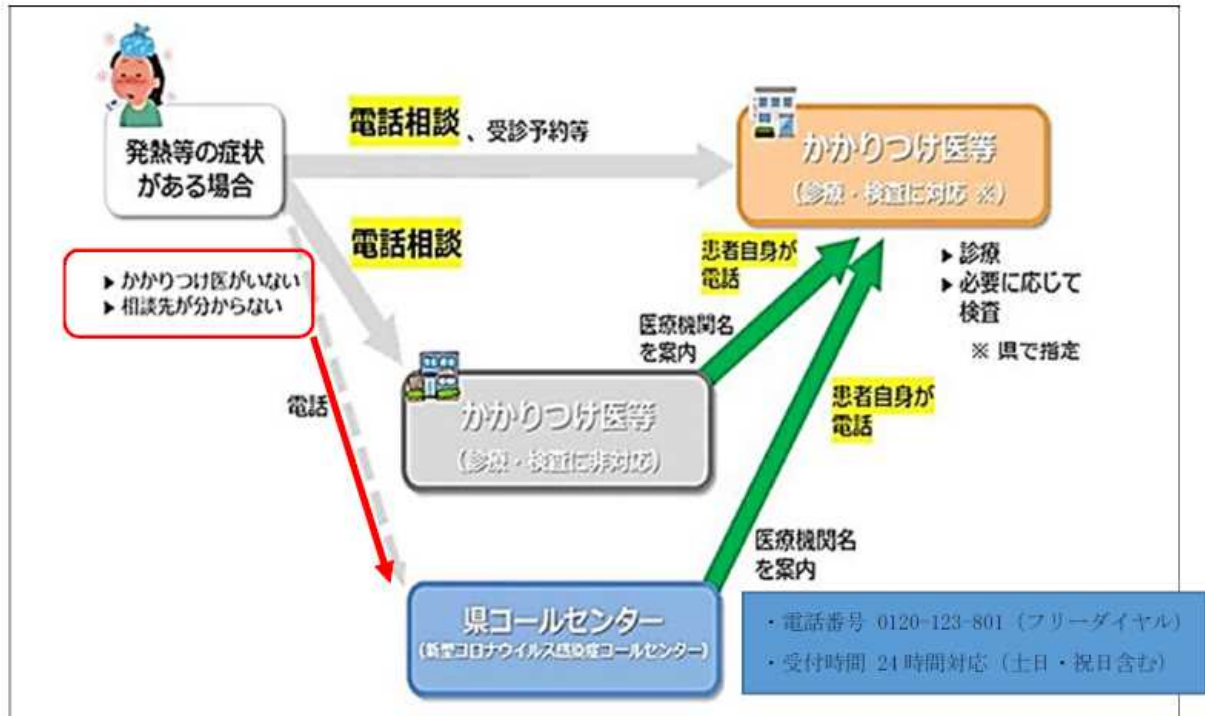
- ① 収容率の制限等について、事前に県に対応等を確認する。
- ② 地域の感染状況の変化があった場合は、柔軟に対応する。

### ◆相談・受診の流れ

○かかりつけ医がいる場合→かかりつけ医へ

※かかりつけ医が、県で指定した新型コロナウイルス感染症の診療・検査に対応できない場合は、かかりつけ医が、対応可能な医療機関を案内する。

◆かかりつけ医がない、相談先が分からない場合→県コールセンターへ



(引用：青森県公式 Web サイト「発熱など症状がある場合の受診方法について」)

### ◆県コールセンター（新型コロナウイルス感染症コールセンター）

新型コロナウイルス感染症に関する感染症の特徴や予防方法などの一般的な相談や問合せの受付、受診先が分からない方へ医療機関を案内するコールセンターを設置している。

○電話番号 0120-123-801（フリーダイヤル）

○受付時間 24 時間対応（土日・祝日含む）

以下の内容に該当する場合、各保健所に設置している「受診・相談センター」へ連絡する。

○新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある方

○新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）で陽性者と接触確認が通知された方